

分担研究課題 「地域における保健・福祉施設及び要員の有効活用に関する研究」

「統合保育のあり方に関するマニュアル」作成に関する研究

日暮 眞<sup>1)</sup> 山内昭道<sup>1)</sup> 窪田英夫<sup>1)</sup> 後藤嘉余子<sup>1)</sup> 鈴木裕子<sup>1)</sup>  
中村安秀<sup>2)</sup> 高田谷久美子<sup>3)</sup> 寺田美智子<sup>4)</sup> 塚原洋子<sup>5)</sup>

要約

統合保育のあり方に関するマニュアルを作成するにあたり、以下の検討を初年度行った。  
(1)統合保育の対象となる障害の種類 (2)「保育に欠ける」という条件に関する考え方  
(3)いわゆる「加配制度」に関する考え方 (4)障害児を受け入れるための医療・保健上の  
対応に関する配慮すべき点 (5)保母養成校におけるカリキュラムならびに保母研修に関する  
提言 (6)その他の諸点ならびにマニュアル利用対象施設の整理等の検討である。これら  
をふまえた上で、次年度には「保育に欠ける」「入所規準」「加配制度の運用」等につい  
て地域調査を実施する。

見出し語： 統合保育 障害児 障害児保育

研究目的

障害児保育が制度化されて20年余になる。当初、特別に関心をもつ人々によって実施されてきた障害児保育も、現在では一部の地域を除き、ほぼ全国的レベルで各地域の保育所で受け入れられてきている。しかし、現実に障害児保育に携わっている保育現場では、さまざまな課題をかかえ試行錯誤しているところが少なくない。保育所内で障害をもつ子どもたちは幸せな保育

を受けているか、障害児保育に携わる保母は、安定し、意欲をもって保育にあたることができているのか、園および地方行政の定める制度やその運用に矛盾や問題はないのか等々。

本研究班では統合保育を実効あるものとするべく福祉のみならず、医療・保健上の観点をも加味して上述の諸課題克服を目指してのマニュアル作成を企図した。

---

1) 東京家政大学児童学科      2) 東京大学小児科      3) 東京大学母子保健学教室  
4) 東京都立多摩療育園      5) 東京都府中保健所

## 研究方法

マニュアル作成にあたり、「統合保育」の概念について「障害児も健常児もともに育つ」という共通理解に立つことを確認した上で、下記の事項についての検討を行った。(1)対象とする障害児の種類 (2)統合保育に際し、しばしば問題となる「保育に欠ける」という条件をどう考えるか (3)「加配制度」に関する考え方 (4)障害児保育にあたり医療・保健上の配慮事項 (5)保母養成機関におけるカリキュラムへの提言 (6)その他

同時に、マニュアル完成後に本マニュアルを活用してくれる対象施設の整理も検討した。

## 結果と考察

### 1) 対象とする在宅障害児の種類

障害児といっても(肢体不自由48,500人、在宅身体障害児の59.9%)、音声・言語機能障害を含めた聴覚障害(11,200人、13.8%)、視覚障害(3,900人、4.8%)、内部障害(17,500人、21.6%)、精神発達遅滞(115,100人)、その他自閉症児ないし自閉傾向を有する子どもと情緒障害児などがある。とくに、幼児保育の現場では、盲・聾等の感覚器障害児、自閉症児あるいは自閉傾向を有する子ども、情緒障害児などが保育に困難を来す場面が少なくない。そこで当面はあまり複雑な対象を含めないで、発達遅滞・CP等に限定するとの意見も一部にあったが、障害の種類を問わずに基本的には全ての障害児を対象として想定し、“Manual of integrated nursery care for the handicapped children”

を目指すとの意見が大勢を占めた。この際、盲学校・聾学校幼稚部等の専門機関と連携をとることを条件として、あるいはそれに関する資料を付すことで専門機関の情報を与えるなど、必要に応じてそれらの機関を利用することを勧めたり、視覚障害児・聴覚障害児を週に2あるいは3日受託するとか、遊具の工夫(例えば飛び出す絵本など)やボランティアの活用(点字で絵本を読む等)などの意見も出た。マニュアル執筆にあたり眼科医・耳鼻科医の協力も仰ぐ必要がある。

### 2) 「保育に欠ける」という条件をどう読むか

希望者全員が保育所に入所できるのが望まれるが、保育所の機能からすれば無茶な主張はできないので、何らかの入所規準が決められているのだろう。障害のあるわが子に、一般の子どもと共に保育を受けさせたいという親の願いが優先して、多目的、あるいは部分的な親の就労状況を作り出されているところが少なくない。一方、健常児であれ、障害児であれ、母親とのみ家庭で保育されていることでは不健康であるとの考え方に立てば、他人(児)との接点を奪われている障害児は、「障害をもっている」ために他人(児)との接点をもてないこと自体「保育に欠ける」条件を充足していると考えられるのではないかとの意見が述べられた。

現実にはわれわれが問題とするケースは、親、とくに母親がsub-normality(たとえば母親のIQが80位とした場合等)の段階で、自分が保育者として完全でないことを自覚できない場合とか、子どもは正常で母親が精神障害者であり、

子どもを抱え込んでしまっていて積極的に保育所に出さない場合などである。

「保育に欠ける」規準に地域差がみられるので、次年度この点の調査をし、情報収集し、それをふまえて本研究班で提案規準をマニュアルにもり込むこととしたい。

### 3) 「加配制度」に関する考え方

とかく「加配制度」の内容は、経済面のみが強調されやすいが、人や運用規準の問題もあることを忘れてはなるまい。加配制度は該当対象の適否判断の規準が地域によりまちまちであったりするために、是非とも情報収集する必要があるので、次年度調査を実施することとした。この制度の効果的な使い方、あり方についても、事例の様子により異なることを具体的に記述できればよいとの意見もあった。同時に制度そのものが利用者にとって真に役立つ制度であって欲しいと願うし、単に施設側への財政的援助としてのみのものであってはならないとの意見もあった。この制度を活用して、保母のみでなく、言語療法士、心理職等の専門家をも入職させることに用いられればとの意見もあった。

現状では、横浜市と豊島区とが望ましい方向での入所規準を有していることが紹介されたが、次年度の調査結果をふまえて、マニュアルには地域でのモデル規準となるような例示ができれば…と考えている。

### 4) 障害児保育にあたり医療・保健上の配慮すべき事項

あまりにも case by case でありすぎる事項が

多いので、これも次年度調査をした上で、モデルとなるべき事例の case を例示してはどうか、その際できるだけ重症例の case study を中心としたいこと、例示する際に、①肢体不自由児 ②自閉傾向 ③言語遅滞 ④発達遅滞等、障害の種類別に行う等の方針で合意した。

### 5) 保育者養成機関におけるカリキュラムへの提言

保育者養成機関の現状からすると、学生たちに多くの種類の障害児をみせて保育実習させること、障害児保育に関する科目を“選択”から“必修”に移行させることの困難性から考えて、むしろ現場の保母を対象とした現職教育の方が実効可能であるとの意見がでて全員合意した。これを推進するには、保母養成協議会へその旨提言するのが良いとの意見も追加されて、併せて私立・公立幼稚園全国研究大会での研修会開催の提言もあった。

### 6) マニュアル活用の対象施設

本マニュアルが完成したあかつきに活用してくれると思われる対象施設を検討した結果、以下の諸施設が上げられた。

①認可保育所 ②幼稚園 ③児童館 ④駅型保育所、無認可保育所等の類似施設 等

### 7) 他

マニュアル記述に際しての留意事項として、医学的記述部分では素人にも理解しやすい表現にする、保育するにあたって子どもをよく理解するのに役立つ立場で記述する、集団の中での

子どものケアであることを十分に含んで記述する、保育者のネットワークづくり等の要望が、とくに保育する立場から出た。



## 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用 論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



### 要約

統合保育のあり方に関するマニュアルを作成するにあたり、以下の検討を初年度行った。

(1)統合保育の対象となる障害の種類 (2)「保育に欠ける」という条件に関する考え方(3)いわゆる「加配制度」に関する考え方 (4)障害児を受け入れるための医療・保健上の対応に関する配慮すべき点 (5)保母養成校におけるカリキュラムならびに保母研修に関する提言 (6)その他の諸点ならびにマニュアル利用対象施設の整理等の検討である。 これらをふまえた上で、次年度には「保育に欠ける」「入所規準」「加配制度の運用」等について地域調査を実施する。